**Ｑ 27**

**個人情報を扱う際に気をつけることを知りたい。**

学校ではさまざまな個人情報を取り扱います。個人情報を扱うときには、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）や各地方自治体の個人情報保護法施行条例、適正管理のための方針や要綱を十分に踏まえて、適正に取扱うことが必要です。また、子ども理解や適切な支援を行ううえで、必要となる個人情報もあります。正しく個人情報を収集し、慎重に取り扱うよう心がけましょう。

**Ａ１　個人情報とは**

個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、以下の①又は②に該当するものをいいます。

1. 氏名等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む。）
2. 個人番号（マイナンバー）や健康保険証の記号・番号、パスポート番号などの個人識別符号が含まれるもの

学校においては、例えば、児童生徒の名前や、児童生徒の名前と紐付く生年月日、出欠席情報、テストの評点や学習アプリの回答履歴等が個人情報に該当すると考えられます。

学校が取り扱う個人情報には、教職員が本人から取得した個人情報のみならず、子どもが以前に在籍していた学校から送付された指導要録の写しなど、学校が第三者から入手したものも含まれることに留意する必要があります。

**Ａ２　個人情報は厳格に取り扱いましょう。**

個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）において、取得・利用・提供の制限、保管・管理の徹底について定められるとともに、開示請求等への対応が定められています。

ＣＨＥＣＫ①②で紹介しているパンフレットやウェブサイトを参考に、個人情報の適正な取扱いについて理解し、個人情報の漏えいや紛失等が生じることのないよう、予め校内における管理体制を明確にし、実効性のあるルールを定めるとともに、教職員一人ひとりが遵守するよう徹底してください。

また、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報保護法に準拠していれば十分というわけではなく、プライバシーの保護も求められます。個人が個人として尊重されるために慎重に取り扱われなければなりません。

※　公務員には職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない守秘義務があります（地方公務員法第３４条）。

※　公務員には職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない守秘義務があります（地方公務員法第３４条）。

**Ａ３　子どもと向き合うために必要な個人情報もあります。**

学校においては、子ども理解を進め、子どもたちとの信頼関係を構築するうえで、必要となる個人情報もあります。個人情報を取り扱うことをしなければ、子どもの抱える課題や生活背景などを正しく理解できず、適切に支援することもできません。

子どもたちに対する指導や支援に必要な情報は、本人同意を基本として、厳格に取り扱うことが必要です。

**〈ポイント〉**

　個人情報は従来の紙等アナログな媒体だけでなく、校務支援システムや一人一台端末を活用した校務系・学習系データ等も含まれます。子どもと向き合うために個人情報について正しく理解し、適正な個人情報の管理が大切です。

*★ＣＨＥＣＫ①★*

個人情報の保護に関する法令・ガイドライン等（個人情報保護委員会）

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

*★ＣＨＥＣＫ②★*

「教育データの利活用に係る留意事項について」（文部科学省　令和６〔2024〕年３月）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm>

*★ＣＨＥＣＫ③★*

「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」（大阪府教育センター　平成20〔2008〕年５月）

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や

方法についてまとめています。特に、第３章の２、第４章の５では、個人情報やプライバシーに関することへ

の配慮について説明されています。

*★ＣＨＥＣＫ④★*

「個人情報の適正管理のために」（大阪府教育委員会　令和６〔2024〕年５月補訂）

　　過去の個人情報流出等に係る失敗事例から学ぶべきポイントをまとめ、府立学校における個人情報の適正管理のための手順や留意点について整理しています。教職員一人ひとりが個人情報の管理の重要性を理解することが何より重要であり、日常的に個人情報の管理体制を確実なものにしておく必要があります。

【補足と発展】

　成績や出席の記録など、学校生活から生じる子どもたちの個人情報もたくさんあり、それらの取扱いも適正に行わなければなりません。インターネットを介して個人情報を収集する際には、他者からその情報が閲覧できないように設定されていることを必ず複数名で確認しましょう。

加えて、学校が保有する情報は、各校で定める情報セキュリティポリシーの重要度に応じた持出しや取扱いの制限等、厳格な管理が求められます。万一の個人情報の紛失や漏洩は大きな人権問題になることを認識してください。また廃棄する際は適切に処理しましょう。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉（大阪府教育委員会　平成30〔2018〕年３月改正）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

* 人権尊重の精神を、日常生活における具体的な取組を可能にする技術・技能や態度の育成にまで浸透させるためには、あらゆる教育の過程において人権尊重の精神が徹底されていることが必要であり、教育活動そのものが人権を大切にしたものとして実施されなければならない。〔１－(3)－ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」
<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm>

* 家庭訪問などを通じ、児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握しておく（その際、個人のプライバシー等への配慮が必要）。〔実践編　１－４．－(1)－参考〕
* 「個人情報やプライバシーに関することへの配慮」として、個人情報について慎重な取扱いを求めている。また、参考として、「プライバシー保護と個人データ流通についてのガイドライン（OECD理事会勧告附属文書（1980年9月））」を掲載している。
〔実践編　２－３．－(3)－参考〕
* 家庭・地域や関係機関等との連携を進めるに当たっては、まずは、学校から、これらの機関等に向けて、自らの取組を、積極的に公表し、協力関係を築き上げておくことが重要であり、人権教育を推進するための明確なメッセージを積極的に伝えることが求められる。また、これらの機関等との共同による取組を実践していく際には、多くの人々の参加を可能とする方法を工夫し、家庭・地域、関係諸機関が、それぞれの特色を十分に発揮できるよう留意することが必要である。
〔第Ⅱ章－第１節－３．〕
	+ 人権教育の実施に当たっては、日頃から地域等の関係者との信頼関係づくりに努めるとともに、様々な活動の中で実際に個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上でこれを行わなければならない。なお、情報化が進展する中にあって、他人の個人情報等の保護について学ぶことが強く求められるとともに、自分に関する情報を自分でコントロールするための知識とスキルを身に付けることも、より一層大切となっている。すなわち、個人情報やプライバシーに関する問題は、人権教育を進める学校や教職員における配慮事項としてだけでなく、児童生徒にとっての重要な学習課題ともなるものであり、このことについて併せて指摘しておきたい。〔第Ⅱ章－第２節－４．－(2)〕